

6. 空間設定と緑化修景の方針

ここでは、整備基本計画において区分した地区を基本単位として、その特徴や役割をもとに分類し、全体として古代の植生の雰囲気伝えることをめざしつつ、植栽を行う場ごとに持たせるべき役割を定め、それに適した植栽・修景の方針及び種・密度・管理方法などについて方針を示す。これらは、文化庁の示す「環境基盤の整備に関わる技術の考え方」のうち「修景」と「環境保全」という考え方に則したものとする。このうち「修景」には「快適な空間の創造」のための「修景植栽」と、「遺構保存・表現のための手法」のための「遺構に関わる植栽」の2つの側面がある。

(1) 緑化修景の基本方針

- ① 新たな植栽を行う場合はもとより、既存の植物についても地下遺構の保護を最優先とし、発掘調査や分布調査等のデータに基づく、長期的な視野に立った計画的な管理を行う。
- ② 古代多賀城の歴史的景観を再現する環境整備事業との統一性をもたせるため、可能な限り古代の植生を再現することを基本とする。
- ③ 遺構を積極的に整備し活用を図る遺構展示エリアと、遺構を保護した上で園地的な利用を図る遺構保護園地エリアでは、その整備の目的に合致させつつ空間的調和を図り、来訪者に快適な散策空間と緑陰を提供するために適切な植栽を行う。また、整備地と市川集落等の生活文化構成要素との景観調和あるいはプライバシーの保護のために植栽を利用する。
- ④ 既存の林地は、都市における貴重な緑地環境を提供するとともに、この地の景観を長く形作ってきたものであるため、スギや外来種、園芸品種などを除いてこれらを維持・修景し利用していくことを基本とする。
- ⑤ 名勝に指定されている『おくのほそ道の風景地 壺碑』の指定区域及び多賀城市歴史的風致維持向上計画において重点区域とされている塩竈街道沿道区域については、それぞれの維持・修景方針に基づき整備等を実施することを基本としつつ、古代多賀城の歴史的景観と調和のとれた緑地景観の形成を目指す。
- ⑥ 緑地空間という良好な史跡環境・景観を創造・維持し、また災害防止という観点から日常管理を実施していく。

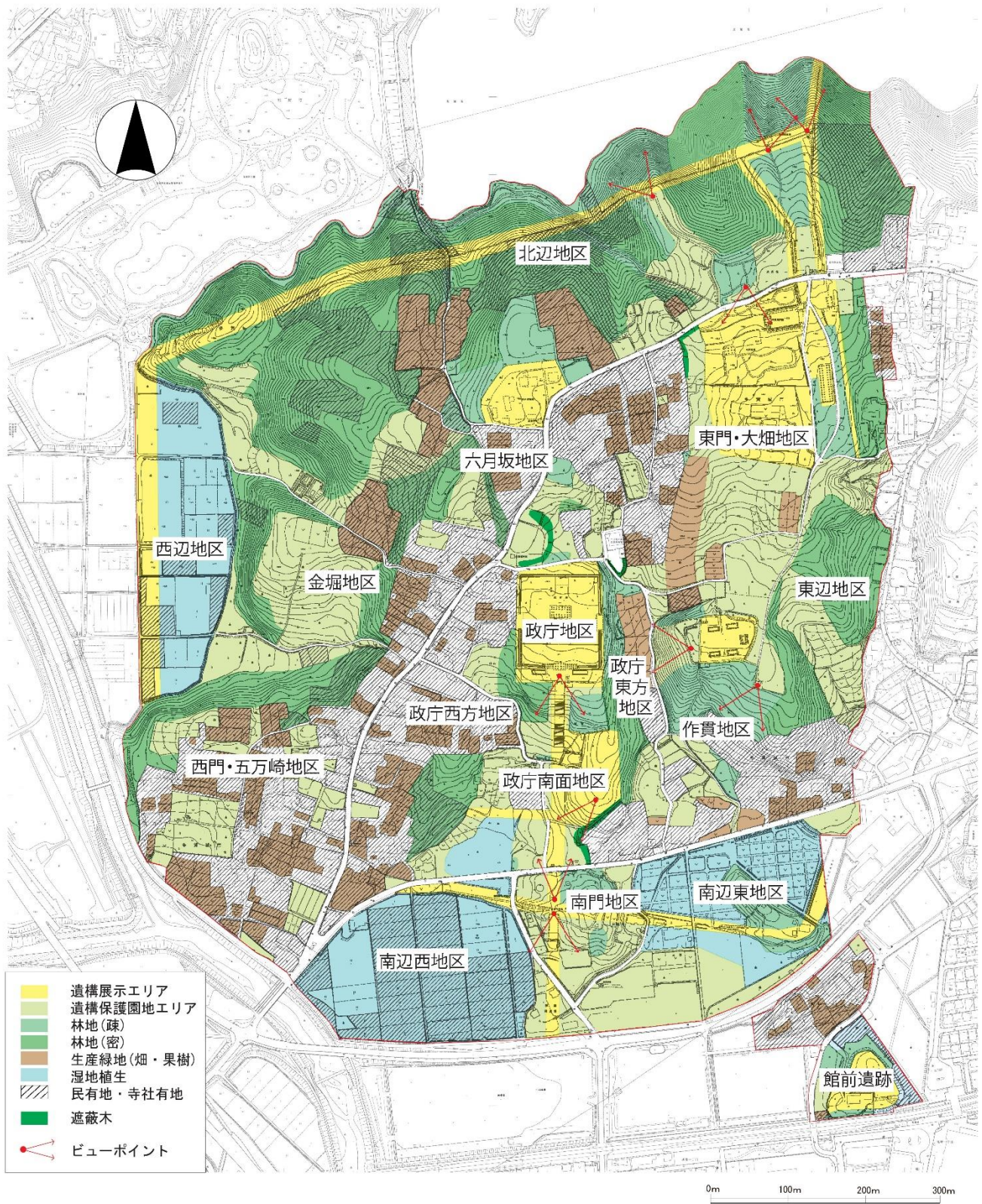


図 12 多賀城跡緑化修景基本方針図

(2) 現況ごとの基本方針

- a. 遺構展示エリア・遺構保護園地エリア【政庁地区、政庁南面地区、南門地区、南辺東地区、館前遺跡、作貫地区、東門・大畑地区、六月坂地区、北辺地区、多賀城廃寺跡、山王遺跡千刈田地区、柏木遺跡】
- ① 遺構表現によって創出する歴史的景観を乱さぬよう、基本的に区域内には新たな樹木の植栽は行わないこととする。ただし、遺構表現のため、あるいは遺構展示地区が広大で緑陰の形成が必要な場合、区域外の民家・墓地との境界付近でそれらを遮蔽することが必要な場合には樹木を植栽することを妨げない。
 - ② 既存樹木で、区域の良好な景観を形成しているものは現状維持とし、必要に応じて間伐・整枝等の修景を行う。遺構の保存や表現に支障となるもの、あるいはビューポイントからの眺望景観を阻害するものは伐採していく。
 - ③ 樹木や植物への関心を高めるとともに学習効果の向上を目的として、適宜樹木名板の設置を検討する。
- b. 林地【作貫地区、東辺地区、政庁東方地区、六月坂地区、西門・五万崎地区、金堀地区、北辺地区、多賀城廃寺跡】
- ① 既存樹木で、区域の良好な景観を形成しているものは現状維持とし、必要に応じて間伐・整枝等の修景を行う。重要な遺構の保存や表現に支障となるもの、あるいはビューポイントからの眺望景観を阻害するものは伐採していく。
 - ② 公有化した林地においては、従来通り危険木・枯損木の除伐を行うとともに、密生部の間伐・灌木の伐採等を行い修景を図る。その際には、貴重な植物や鳥獣類の生育・生息環境の維持に配慮する。
 - ③ 地内に多く分布する植林されたスギについては、戦後の生業を物語る生活文化構成要素とも考えられるが、古代の多賀城には稀であり、現在の林地は当時の植生の雰囲気伝えるものではない。したがって将来的には皆伐することが望ましいが、民有林が多いことから一斉に伐採するのではなく、整備地の周囲や園路沿いを中心に間伐・枝払い・下草刈り等の人工林としての育林・管理を行うことによって林間を明るくし、散策が快適にできるよう修景していくとともに、時間をかけながらも様々な機会を捉えてモミや落葉広葉樹を中心とした自然林的植生に変えていくことを検討する。
 - ④ 樹木や植物への関心を高めるとともに学習効果の向上を目的として、園路沿いなどに適宜樹木名板の設置を検討する。
- c. 湿地・水田地【政庁南面地区、南辺東地区、南辺西地区、西辺地区】
- ① 当時から湿地であったと考えられる地域であり、基本的に区域内には新たな樹木の植栽は行わないこととする。
 - ② 水田地は良好な緑地景観を形成しているが、非耕作地については、湿地あるいは旧景観を維持する草地とする。

- ③ 水田風景を維持するため、古代米栽培などの体験学習や“田んぼアート”、冬鳥のねぐら、餌場としての“冬みず田んぼ（冬期湛水）”の場などとして利用するなど積極的な活用を検討する。

（３）地区ごとの基本方針

a. 政庁地区

- ① 遺構表現によって創出する歴史的景観を乱さぬよう、基本的に遺構展示地区には新たな樹木の植栽は行わないこととする。
- ② 北部のサクラ類など既存樹木で、区域の良好な景観を形成しているものは現状維持を基本とし、必要に応じて間伐・整枝等の修景を行う。
- ③ 北側の休憩案内施設・広場設置予定地については、来訪者の目を楽しませるべく、花卉や花木を織りまぜつつ、区域の空間的調和と緑陰形成、政庁及び市道市川線からの良好な景観形成のための植栽を行う。

b. 政庁南面地区

- ① 遺構表現によって創出する歴史的景観を乱さぬよう、基本的に遺構展示地区には新たな樹木の植栽は行わないこととする。ただし、区域外の民家・墓地との境界付近には、それらを遮蔽するために樹木を植栽する。
- ② 遺構保護園地地区である南西部の交差点の道路脇に生えるアカマツや政庁南大路西側のサクラ類など、既存樹木で区域の良好な景観を形成しているもの、ランドマークとして機能しているものは現状維持とし、政庁地区に設けられたビューポイントからの眺望を確保するため、間伐や整枝、下草刈りなど積極的な管理を行う。特に、城前地区への眺望の確保に努める。区域の北西側境界には、民家のプライバシー保護と眺望景観の確保のための植栽を行う。
- ③ 当時から湿地であったと考えられる鴻の池地区は、必要に応じて湿性植物による修景を行う。

c. 南門地区

- ① 市道水入線から北側は、名勝『おくのほそ道の風景地 壺碑』の指定範囲でもあり、遺構表現によって創出する歴史的景観を乱さぬよう、基本的に区域内には新たな樹木の植栽は行わないこととする。ただし、歴史的建造物の復元事業等が本格化した場合には、古代多賀城としての整備と名勝景観との調和を図るための植栽計画を作成し、適宜樹木の伐採・植栽を行う。
- ② 東部のアカマツ林は名勝『おくのほそ道の風景地 壺碑』の構成要素として評価される区域の良好な景観を形成しているものであり、積極的に景観の保持に努める。南北大路及び南門の北側に設けられたビューポイントからの眺望の確保や、多賀城碑周辺の史跡景観の確保のため、枝払いや下草刈りなど積極的な管理を行う。

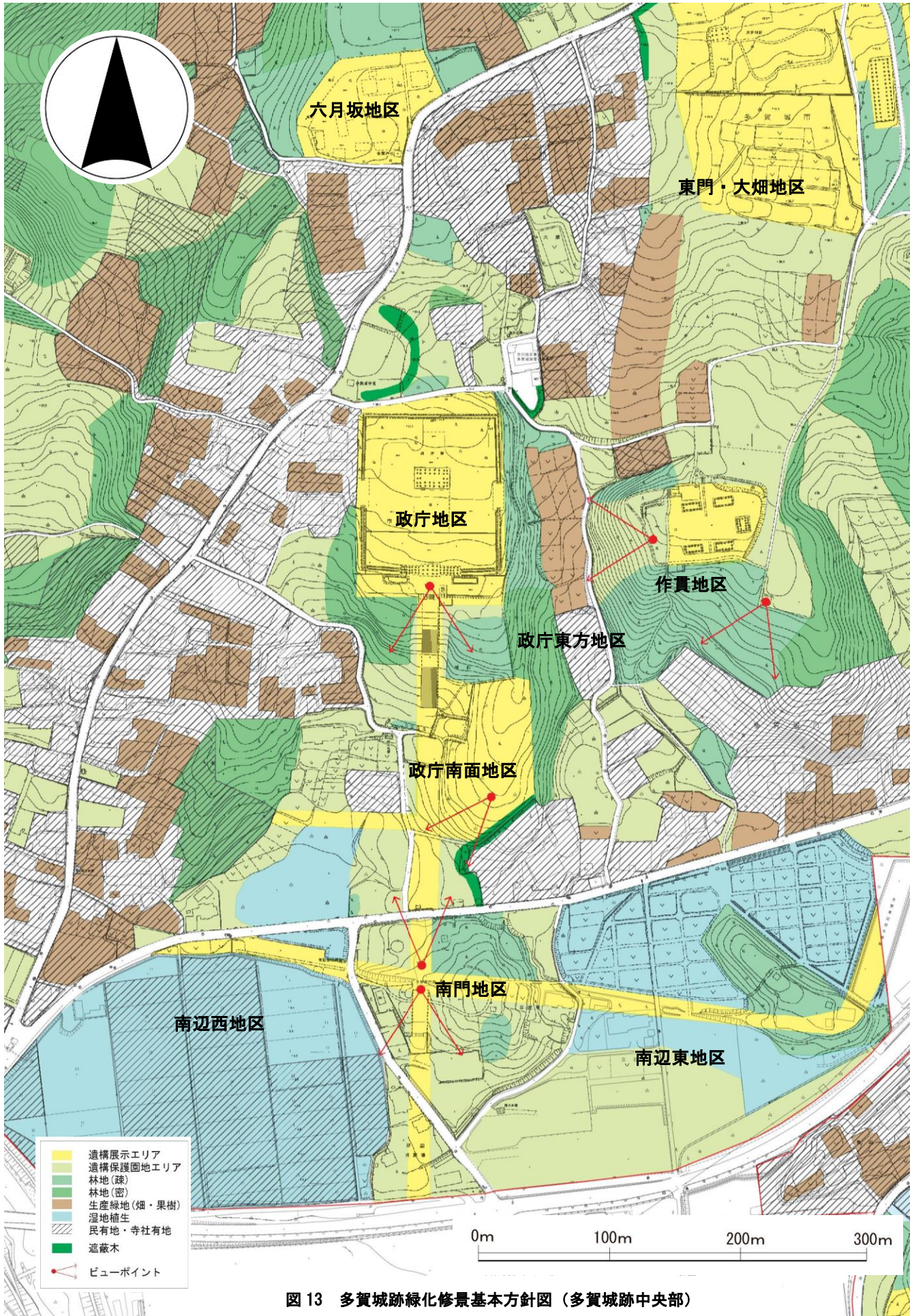


图 13 多賀城跡緑化修景基本方針図（多賀城跡中央部）

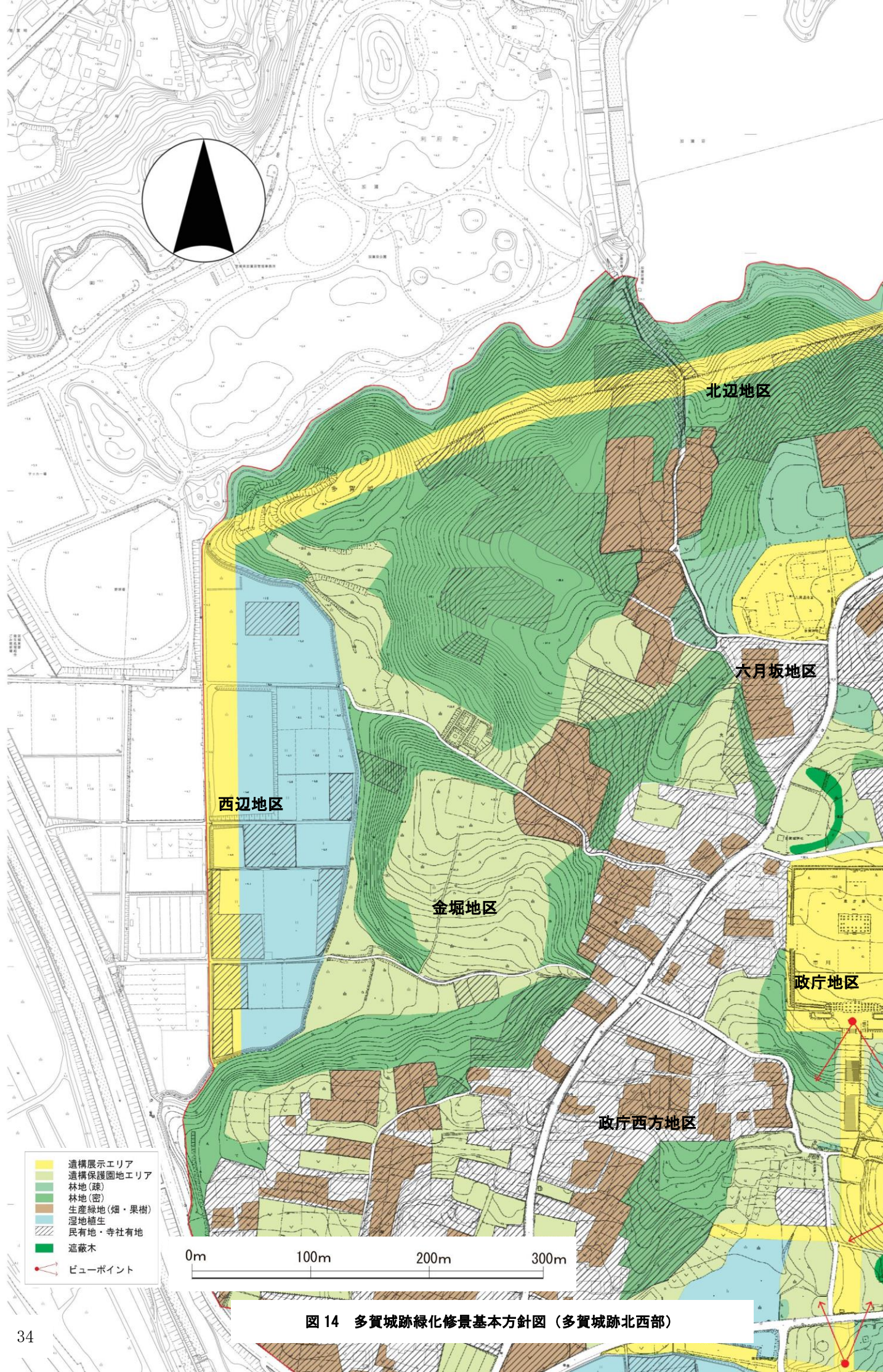


図 14 多賀城跡緑化修景基本方針図 (多賀城跡北西部)

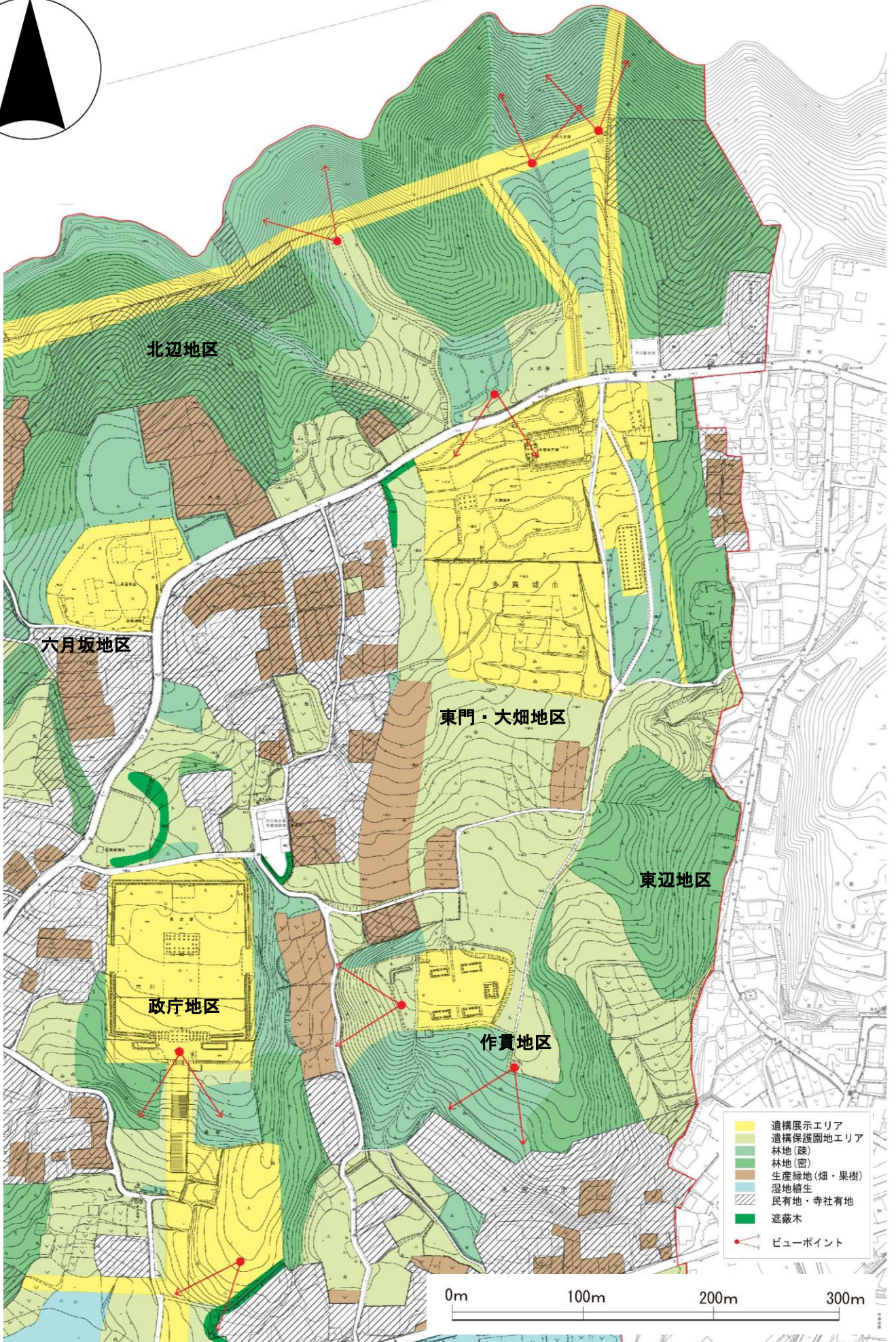
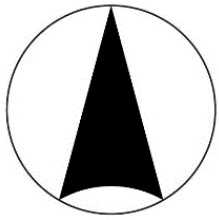


图 15 多賀城跡緑化修景基本方針図 (多賀城跡北東部)

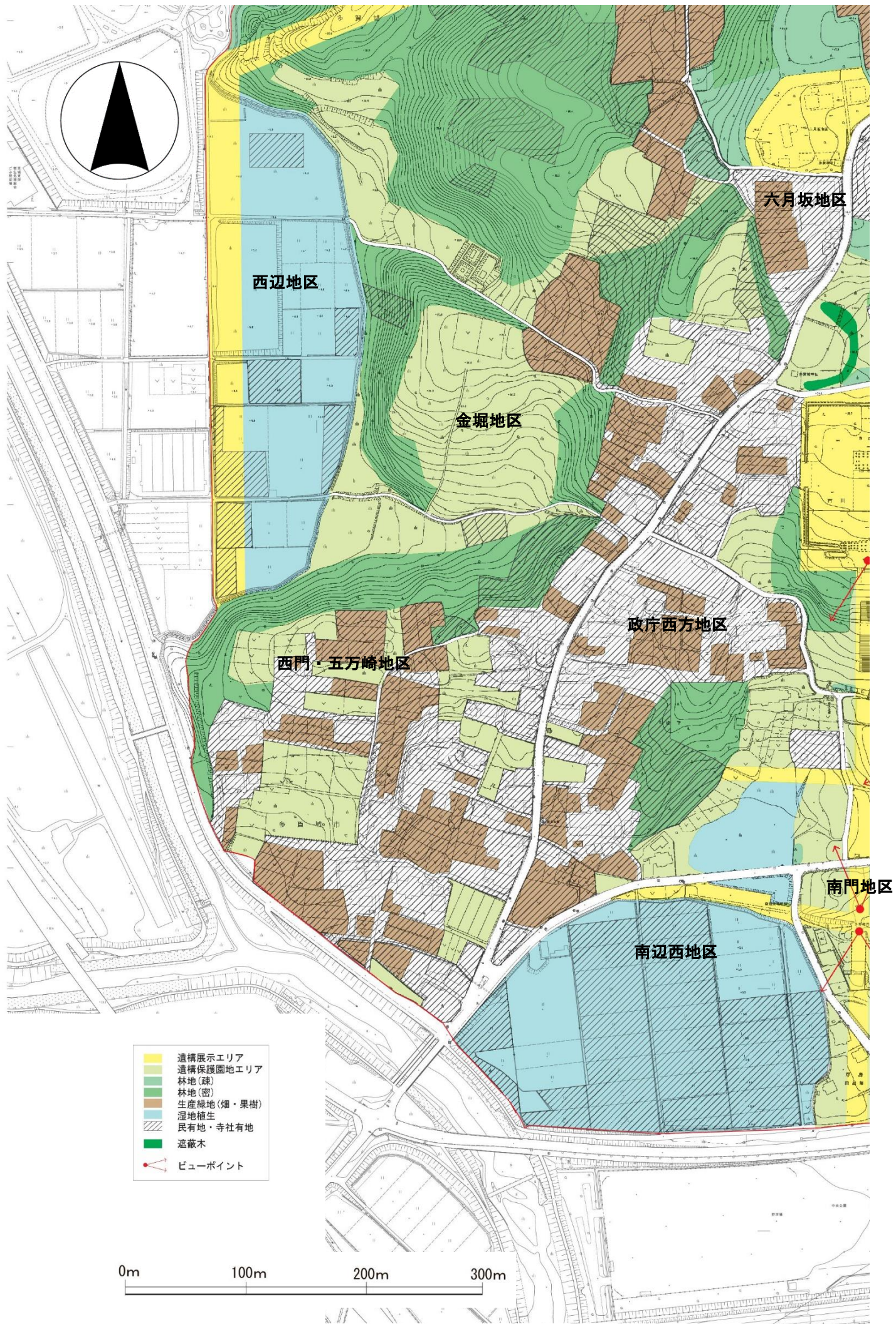


図 16 多賀城跡緑化修景基本方針図（多賀城跡南西部）

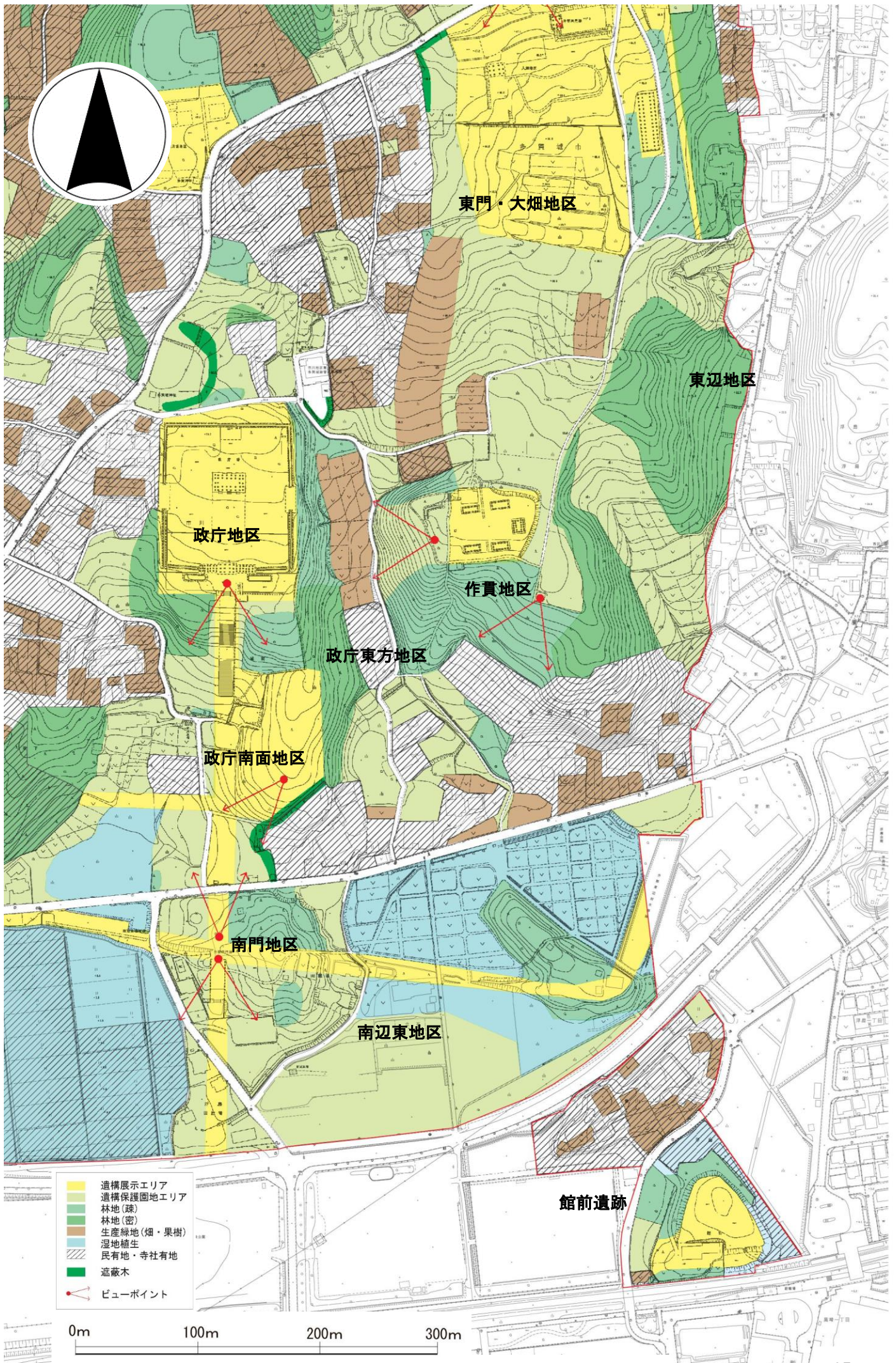


図17 多賀城跡緑化修景基本方針図(多賀城跡南東部)

- ③ トイレ脇のスギ林や旧宅地境界のスギなどは暴風時の倒木等のおそれもあるため伐採する。
- ④ ガイダンス施設等の施設が南門からの眺望を阻害しないよう、丘陵南端部に遮蔽のための植栽を行う。
- ⑤ 市道水入線の南側は、史跡の南側正面であり、県道泉塩釜線やJ R東北本線からの眺望を最大限配慮しつつ、来訪者の目を楽しませるべく、花卉や花木を織りまぜつつ、区域の空間的調和と緑陰形成に努める。
- ⑥ ビューポイントからの眺望を阻害している既存樹木は伐採し、新たな植栽を行う場合には中高木を避ける。

d. 南辺東地区

- ① 築地塀跡が高まりとして残存する箇所及び築地塀跡の存在が想定される箇所に近接する樹木は遺構保護及び遺構の顕在化のため伐採する。
- ② 雀山周辺の既存樹木で、区域の良好な景観を形成しているものは現状維持とし、必要に応じて間伐・整枝等の修景を行う。特に南斜面は高木の間伐等により多賀城跡の南東隅部としての地形の顕在化を図る。
- ③ あやめ園については、整備された現状の維持を基本とし、必要に応じて湿地域の景観復元のために、湿地縁辺に湿性草本を、その周囲には湿性の樹木等を植栽する。

e. 南辺西地区

- ① 北側の遺構展示地区については、遺構表現によって創出する歴史的景観を乱さぬよう、基本的に新たな樹木の植栽は行わないこととする。
- ② 東側の水田地は、当時は湿地であったと考えられる地域であり、基本的に区域内には新たな樹木の植栽は行わないこととする。
- ③ 水田地は良好な緑地景観を形成しており、体験学習・交流の場・自然環境保全の場などとして積極的に活用を図る。
- ④ 非耕作地については、湿地あるいは旧景観を維持する草地とする。

f. 館前遺跡

- ① 遺構展示地区である丘陵頂部では、創出される歴史的景観を乱さぬよう、基本的に新たな樹木の植栽は行わないこととする。
- ② 北・西側の斜面下にある梅林は当面現状を維持する。

g. 作貢地区

- ① 北側の遺構展示地区については、遺構表現によって創出する歴史的景観を乱さぬよう、基本的に新たな樹木の植栽は行わないこととする。
- ② 遺構展示地区の閉鎖的な雰囲気醸成している周囲のスギ林は、西側の眺望を阻害

する範囲を中心に適宜伐採し、急傾斜地についてはツツジやハギ、ヤマブキなどの低木を植栽する。

- ③ 遺構保護園地地区と繋がる東側の緑地環境保全地区の既存樹木で、区域の良好な景観を形成しているものは現状維持とし、必要に応じて間伐・整枝等の修景を行う。
- ④ 展望休憩所からの眺望を阻害している南側の既存樹木を伐採し、草地とする。あるいは新たな植栽を行う場合には中高木を避けるなど積極的な管理を行う。

h. 東門・大畑地区

- ① 北側から東側にかけての遺構展示地区については、遺構表現によって創出する歴史的景観を乱さぬよう、基本的に区域内には新たな樹木の植栽は行わないこととする。ただし、遺構表現や緑陰の形成、区域外の民家との境界付近でそれらを遮蔽するためには必要に応じて樹木を植栽する。
- ② 地区の東縁や南側に分布する既存樹木で、区域の良好な景観を形成しているものは現状維持とし、必要に応じて間伐・整枝等の修景を行う。
- ③ 既整備の植樹による奈良時代の築地塀跡の立体的表示及び南側の林地内に続く築地塀跡を顕在化させるため、景観に配慮しながら、周囲の樹木を必要最低限のものを残して伐採する。
- ④ 畑地は里山体験学習の場として、引き続き積極的な活用を図ることを検討する。

i. 東辺地区

- ① 築地塀跡が高まりとして残存する箇所及び築地塀跡の存在が想定される箇所に近接する樹木は遺構保護及び遺構の顕在化のため伐採する。
- ② 史跡の東辺を画する良好な林地であり、既存樹木で、区域の良好な景観を形成しているものは現状維持とし、必要に応じて間伐・整枝等の修景を行う。

j. 政庁東方地区

- ① 政庁跡の東辺を画する良好な林地であり、既存樹木で、区域の良好な景観を形成しているものは現状維持とし、必要に応じて間伐・整枝等の修景を行う。
- ② 東側の作貫地区からの眺望を阻害するものについては適宜伐採し、新たな植栽を行う場合には中高木を避ける。

k. 六月坂地区

中央部の遺構展示地区については、遺構表現によって創出する歴史的景観を乱さぬよう、基本的に区域内には新たな樹木の植栽は行わないこととする。

l. 政庁西方地区

東側の林地は、政庁跡及び政庁南面地区の西辺と住宅地を画する良好な緑地空間を

形成しており、既存樹木で、区域の良好な景観を形成しているものは現状維持とし、必要に応じて間伐・整枝等の修景を行う。

m. 西門・五万崎地区

史跡の西辺に広がる良好な林地であり、既存樹木で、区域の良好な景観を形成しているものは現状維持とし、必要に応じて間伐・整枝等の修景を行う。

n. 金堀地区

- ① 史跡の西辺に広がる良好な林地であり、既存樹木で、区域の良好な景観を形成しているものは現状維持とし、必要に応じて間伐・整枝等の修景を行う。
- ② 貴船神社の、市の保存樹木として指定されている「貴船神社の檜の木」やモミ、カエデ類、ツバキ、ムラサキシキブなどの神社林は地域の歴史を物語るものとして積極的に保存に努める。

o. 西辺地区

- ① 西側の水田地は当時から湿地であったと考えられる地域であり、基本的に区域内には新たな樹木の植栽は行わないこととする。
- ② 水田地は、計画地内で最も広い面積を有しており、水田地は良好な緑地景観を形成しているため、景観保全とともに自然環境保全の場としての利用を検討する。
- ③ 非耕作地については、湿地あるいは旧景観を維持するため草地とする。

p. 北辺地区

- ① 築地堀跡が高まりとして残存する箇所及び築地堀跡の存在が想定される箇所に近接する樹木は遺構保護及び遺構の顕在化のため伐採する。
- ② 史跡の北側に広がる林地であり、既存樹木で、区域の良好な景観を形成しているものは現状維持とし、整備地との境界や園路沿いを中心に、必要に応じて間伐・整枝等の修景を行う。
- ③ 広大で良好な緑地空間であり、人だけではなく多様な生物が生息できるように環境保全に努めると共に、自然観察やシロダモ、サンショウ、カタクリ、ウスバサイシン、エノキ、クヌギなど蝶の食草の植栽などのような里山体験学習の場などとして積極的に林地利用を推進する。
- ④ 東側の、市道市川線の北側にある休息展望所からの眺望を確保するため、南側を中心に間伐や整枝、下草刈りなど積極的な管理を行う。

q. 多賀城廃寺跡

- ① 遺構表現によって創出する歴史的景観を乱さぬよう、基本的に遺構展示地区には新たな樹木の植栽は行わないこととする。

- ② 既存樹木で、区域の良好な景観を形成しているものは現状維持とし、必要に応じて間伐・整枝等の修景を行う。

r. 山王遺跡千刈田地区

J R東北本線や陸前山王駅、市道に囲まれた場所であり、それらからの眺望に配慮し、また来訪者の目を楽しませるべく、花卉や花木を織りまぜつつ、区域の空間的調和と緑陰形成に努める。

s. 柏木遺跡

住宅地に囲まれた環境を考慮し、来訪者の目を楽しませるべく、花卉や花木を織りまぜつつ、区域の空間的調和と緑陰形成に努め、市民の憩いの場としての史跡公園としての役割も重視する。

7. 事業化にむけて

ここまで、現状と課題を踏まえて植栽、修景の方針を定めてきたが、今後、当計画を具体的に推進するにあたり、事業計画を立案することが必要である。

現在、経常的及び緊急対応等の管理事業は、継続的に多賀城市教育委員会が主体となって実施している。

これに加えて、下記のような事業プログラムを計画的に実施することが望まれる。

(1) 遺構保存修景整備

対象地区：外郭跡が所在する地区（南辺東地区、東辺地区、西門・五万崎地区、北辺地区）、多賀城廃寺跡

目的：①樹根による地下遺構の破壊防止
②斜面崩落の防止、旧地形の保全

内容：①樹木伐採、樹根除去
②低木、地被植物の植栽

備考：外郭線以外でも地下遺構を破壊している、あるいは破壊する可能性のある樹木についても対象とする

(2) 植生保全修景整備

対象地区：作貫地区、東辺地区、政庁東方地区、金堀地区、西門・五万崎地区、北辺地区などに分布するスギ林

目的：古来からの植生の復元、保全

内容：植林されたスギの伐採、在来種の植栽

(3) 眺望確保修景整備

対象地区：ビューポイントを設定した地区

目的：ビューポイントからの眺望の確保

内容：視界を遮る樹木の伐採、間伐、整枝、代替樹等の植栽

(4) 園地修景整備

対象地区：保存管理計画における遺構等保存活用地区内の遺構保護園地地区、緑地環境保全地区、湿地環境保全地区

目的：緑陰、景観木、植物鑑賞園地、遮蔽植物帯等の形成

内容：樹木・花卉・地被植物の植栽、既存樹木の修景伐採

備考：各地区内において植栽範囲や植栽種等を別途計画

8. 今後の課題

- (1) 植物は生物であるため、植栽あるいは剪定すれば終わりではなく、その後の維持管理が重要である。生物であることは、常にその姿形が変化し、終着点はないことを示している。長い期間では、植栽しても定着せず枯れてしまったり、意図しない形に成長したり、また、成長しすぎて眺望に影響を及ぼすなど、また、季節毎にも葉の展開、開花、紅葉、落葉などと変化する。今後の個別の環境整備や維持管理に際しては、そのような植物の特徴等に関するより高度な知識が求められる。この知識をもって、個々の植物に求められる役割を十分認識しつつ、数十年単位での見通しをつけながら計画的に緑化修景を進めていくことが必要である。さらに、具体的な計画の策定に当たっては、各々の計画地における既存植生の毎木調査や環境調査などのデータをもとに立案することが必要である。
- (2) 計画地内には、公有地のみならず私有地も広く存在する。私有地の植栽については住人の好みや嗜好が優先されるが、本計画の趣旨を十分理解してもらい、その目指すところの歴史的な景観の実現に向かって地道に周知徹底を図り、協力を求めていくことが必要である。
- (3) 緑地、樹木等の管理については行政主導で実施しつつ、広く市民、ボランティアなどに積極的に働きかけ、活用も含めた運営について協力を求めていくことが必要である。
- (4) 古代の植生についてはこれまでの調査研究によりある程度明らかとなっているが、より細かな変遷や地区ごとの様相などもさらに意識的に解明していくことも重要である。

【参考文献】

- 「第七節 多賀城市の植生」『多賀城市史』第1巻 原始・古代・中世 多賀城市史編纂委員会 1997
- 『史都多賀城 緑の基本計画 ～史都パークプラン』多賀城市 1998
- 『史都の木々たち「多賀城・樹木図鑑」～松島湾周辺里山の樹木誌』西口親雄・多賀城市建设部都市整備課 1998
- 『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』多賀城市教育委員会 2011
- 『多賀城市歴史的風致維持向上計画』多賀城市 2011
- 『多賀城市景観計画』多賀城市 2015
- 『特別史跡多賀城跡附寺跡 整備基本計画』宮城県教育委員会 2016

